

令和3年5月7日

報道各位

勝山市教育委員会事務局

史蹟・文化課

勝山市指定文化財の新指定について

このことについて、「旧勝山城下域の七里壁」を新たに勝山市指定文化財に指定しましたのでお知らせします。この指定により勝山市指定文化財の数は計67件となります。

記

- | | |
|----------|---------------------|
| 1. 指定物件 | 旧勝山城下域の七里壁 |
| 2. 区 分 | 史跡 |
| 3. 所 在 地 | 勝山市栄町3丁目～元町2丁目（35筆） |
| 4. 所 有 者 | 個人、法人、勝山市 |
| 5. 指定年月日 | 令和3年4月13日 |
| 6. 概 略 | |

「七里壁」は、九頭竜川が右岸に形成した河岸段丘で、勝山市平泉寺町大渡から九頭竜川下流の永平寺町鳴鹿あたりまで、総延長20数km、約七里にわたり続くことから、その名がつけられたとされています。

このたび、旧勝山城下の範囲に含まれる勝山市栄町3丁目～元町2丁目までの約1.5kmの七里壁の内、石積み部分約800mを指定します。七里壁は、近世の勝山城下町の形成に大きく関わり、段丘上には勝山城と武家地、段丘下には町人地と寺社地が配置されました。

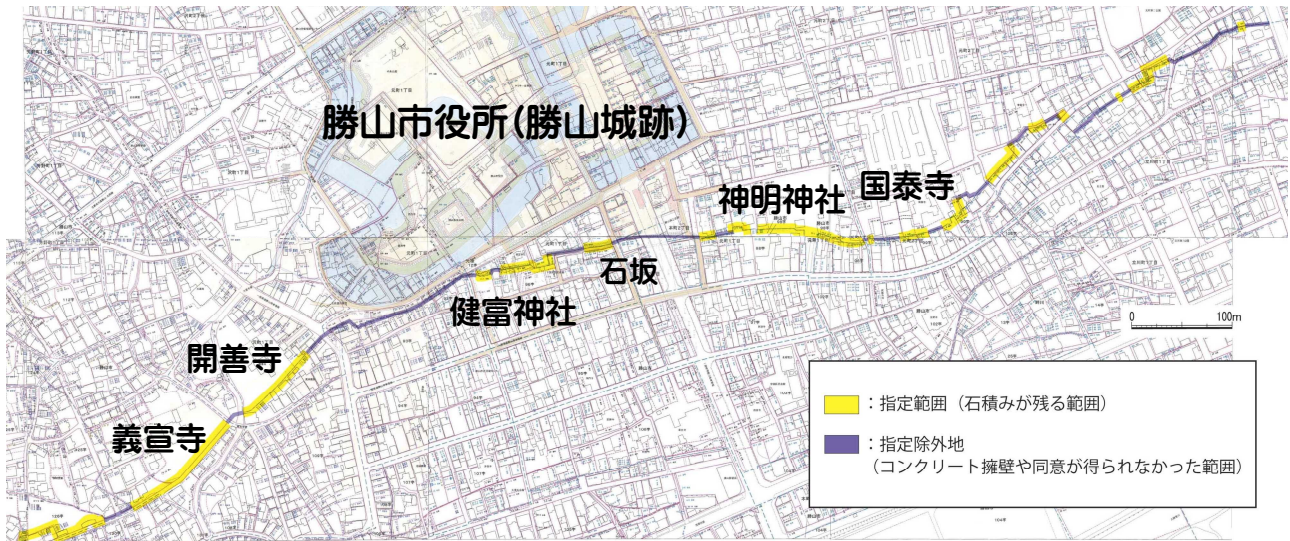
近年、石垣の崩落によりコンクリート壁等に変化しており、往時の景観が失われつつあります。そこで市民の生活を守り、かつ勝山市の良好な景観を保つために石積みが残る部分については市の文化財として指定し、末永く保護するため、今回の指定となりました。

問い合わせ先
勝山市教育委員会事務局 史蹟・文化課
担当 藤本、金谷
Tel 88-8113 Fax 88-1120
E-Mail shiseki@city.katsuyama.lg.jp

資料 1

分 類	記念物
種 別	史跡
(ふりがな) 名 称	きゅうかつやまじょうかいきのしちりかべ 旧勝山城下城の七里壁
所 在 地	勝山市栄町3丁目～元町2丁目（35筆）
所 有 者	個人、法人、勝山市
指定理由	九頭竜川が右岸に形成した河岸段丘で、縄文時代から人々の生活と密接に関わり、遺跡はその段丘上に分布することが多い。この段丘は「七里壁」と呼ばれ、近世の勝山城下町の形成に大きく関わった。段丘上には城郭と武家地、段丘下には町人地と寺社地が配置され、河岸段丘を巧みに取り込み造られた。 七里壁は、江戸時代の勝山城下を描く複数の絵図に存在するが、元禄年間に描かれた「元禄時代勝山町図」によると、追手坂や石坂など主要な坂付近は石積み、他は土の斜面の表現となっている。明治時代の地籍図によれば、この斜面部分も石積みに修繕されていることが確認できる。 また、七里壁沿いには清水の湧き出ている箇所があり、その水と市民の生活は深く関わっていた。七里壁の景観は勝山市域を代表する優れた景観のひとつである。 このように七里壁は、勝山城下町の形成あるいは景観的に重要な歴史遺産であるが、近年、土の斜面や石積みの崩落、あるいはコンクリート壁への改修などで、往時の景観が失われつつある。 よって、市民の生活を守り、かつ勝山市の良好な景観を保つために早急な保存対策が必要で、石積みが残る部分については市の文化財として指定し、末永く保護するものである。
【概要】 勝山市平泉寺町大渡から九頭竜川下流の永平寺町鳴鹿あたりまで、総延長は20数km、約七里にわたり続くことから、七里壁と呼称されている。「元禄時代勝山町図」に描かれた「崖」の表現は、主要な坂付近は石積み、その他は土の斜面となっているが、明治期以降に土の斜面部分は石積みに修繕され、現在はコンクリートによる改修もみられる。高さは高い所で6～7mを測る。 指定区域は旧城下町に含まれる部分で、現在の勝山市栄町3丁目から元町2丁目までの約1.5kmの内、石積み部分約800mを指定する。コンクリートや道路部分（約540m）、地権者の同意が得られない部分（約100m）については、今回除外する。	

資料 2



■旧勝山城下域の七里壁の位置図



■ 七里壁（義宣寺西側）



■ 七里壁（石坂の近辺）